



報道関係者 各位

令和3年6月28日（月）

【照会先】

神奈川労働局 労働基準部 健康課

課長： 小沼 みち子

主任労働衛生専門官： 渋谷 勇一

（電 話） 0 4 5（2 1 1）7 3 5 3

（F A X） 0 4 5（2 1 1）0 0 4 8

7月 は熱中症の重点取組期間です

令和2年「職場における熱中症による死傷災害の発生状況」（確定値）を公表します

～WBGT値を実測して備え、体調不良時には直ちに対応を～

神奈川労働局（局長 川口 達三）は、令和2年の「職場における熱中症による死傷災害の発生状況」（確定値）を取りまとめましたので、公表します（別添1参照）。

令和2年における職場での熱中症※1による死傷者（死亡・休業4日以上）は、前年を上回り、52人と依然として多く、うち1名は亡くなっています。死傷者については、全体の6割以上が運送業、建設業、警備業、そして清掃・と畜業で発生しています。また、入職直後や夏休み明けで暑熱順化が十分でないとみられる事例や、WBGT値を実測せず、WBGT基準値に応じた措置が講じられていなかった事例もあります。過去3年間の死亡災害の発生は、7月及び8月に発生しています。コロナ禍では、病院の受入れ体制など熱中症発症から救急搬送までに時間がかかることを想定した対応が必要です。

庁舎周辺で太陽光の下と日陰でWBGT値を測定してみました。6月中旬には、すでに太陽光の下ではWBGT値が「警戒」値に至ることがありました。平たんな場所を時速2.5から5.5kmの速さで歩いたり、軽量の荷車や手押し車を押したり引いたりする作業や草むしりなどの作業以上の動きには注意が必要な値です。

それぞれの作業場では、身体が感じる暑さの程度の指標であるWBGT値※2を実測して作業環境を把握し（別添2 WBGT値測定事例参照）、労働者の身体に大きな負担とならないような作業計画、作業指示を行うことが望まれます。また、各労働者の暑熱順化の程度を考慮した措置や熱中症発症時の対処の方法について予め定めておくことも重要です（別添3参照）。

なお、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策を行いながら熱中症予防措置を講ずる必要があり、作業中に不織布マスク等の飛沫飛散防止器具を着用する機会が増えています。作業の種類、作業負荷、作業環境、気象条件等に応じて飛沫飛散防止器具を選択するとともに、感染防止の観点から着用を厳守すべき作業や場所、周囲に人がいない等の飛沫飛散防止器具を外してもよい場面や場所等を明確にし、関係者に周知しておくことが望まれます。

「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」実施中（5月1日から9月30日）（別添4参照）

＊ 1 熱中症とは

高温多湿な環境下において、体内の水分と塩分（ナトリウムなど）のバランスが崩れたり、体内の調整機能が破綻するなどして、発症する障害の総称。めまい・失神、筋肉痛・筋肉の硬直、大量の発汗、頭痛・気分の不快・吐き気・嘔吐（おうと）・倦怠（けんたい）感・虚脱感、意識障害・痙攣（けいれん）・手足の運動障害、高体温などの症状が現れる。

＊ 2 WBGT 値とは

気温に加え、湿度、風速、輻射（放射）熱を考慮した暑熱環境によるストレスの評価を行う暑さの指数。

- 別添 1 令和 2 年（2020 年）職場における熱中症による死傷災害（休業 4 日以上）の発生状況（神奈川労働局管内 確定値）
 - 別添 2 WBGT 値等測定事例（神奈川労働局）
 - 別添 3 通達「令和 3 年 4 月 20 日付け基発 0420 第 3 号『職場における熱中症予防基本対策要綱の策定について』」
 - 別添 4 令和 3 年「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」リーフレット
- 参考 ポータルサイト「学ぼう！備えよう！職場の仲間を守ろう！職場における熱中症予防情報（<https://neccyusho.mhlw.go.jp/>）

令和 2 年（2020 年）職場における熱中症による 死傷災害(休業 4 日以上)の発生状況（確定値）

＜神奈川労働局＞

1 熱中症による死傷者数の推移

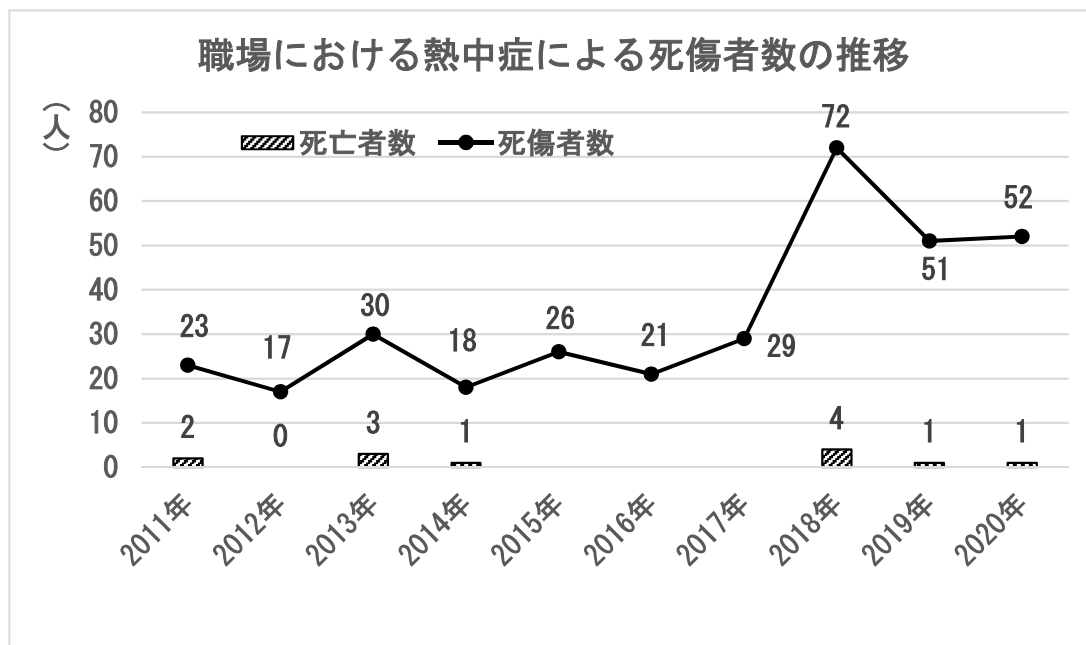
過去 10 年間の熱中症による死亡者及び休業 4 日以上の上業務上疾病者の数（以下合わせて「死傷者数」という。）は、以下のとおりである。

2020 年の死傷者数は 52 人と、記録的な猛暑となった 2018 年以降高止まりとなっている。また、死亡者も 3 年連続で発生している。

職場における熱中症による死傷者数の推移（人）

2011 年	2012 年	2013 年	2014 年	2015 年	2016 年	2017 年	2018 年	2019 年	2020 年
23 (2)	17 (0)	30 (3)	18 (1)	26 (0)	21 (0)	29 (0)	72 (4)	51 (1)	52 (1)

※（ ）内の数値は死亡者数であり、死傷者数の内数である。



2 業種別発生状況

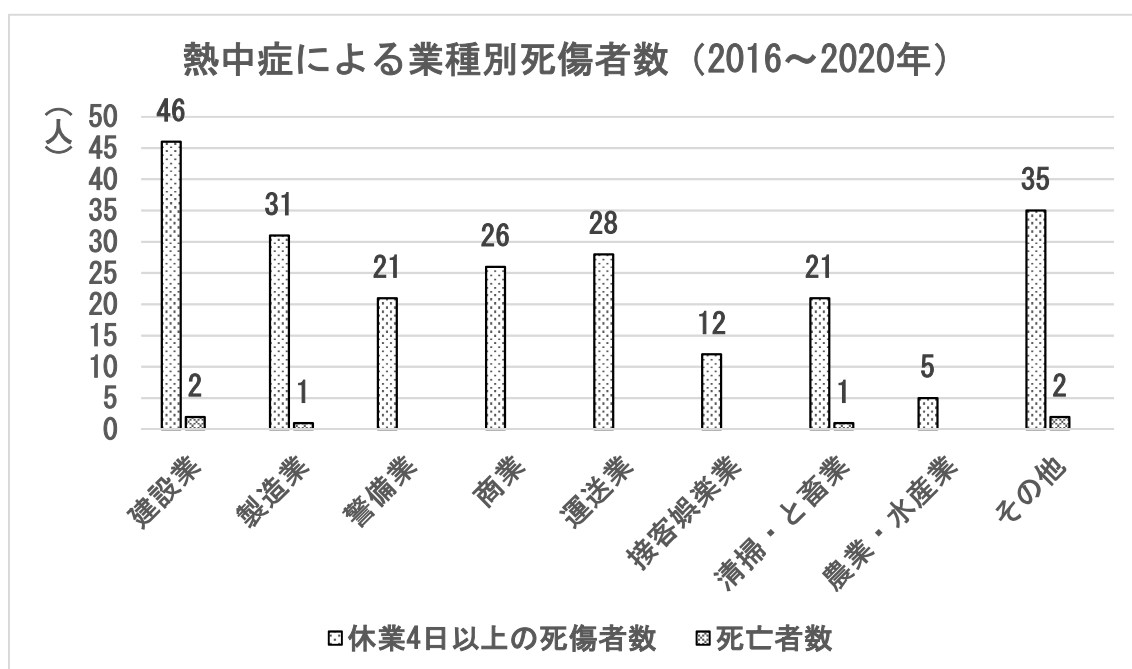
過去 5 年間（2016～2020 年）の業種別の熱中症の死傷者数をみると、建設業、製造業及び運送業で全体の 5 割近くを占めているものの、商業、警備業及び清掃・と畜業等幅広い業種で多く発生している。

2020 年は、運送業で 10 人、建設業で 9 人、次いで警備業と清掃・と畜業で 7 人となっている。死亡災害は、清掃・と畜業で 2016 年以降では初めて 1 件発生し、死亡災害としては 2018 年以降 3 年連続の発生となった。

熱中症による死傷者数の業種別の状況（2016～2020 年）（人）

	建設業	製造業	警備業	商業	運送業	接客 娯楽業	清掃・ と畜業	農業・ 水産業	その他	計
2016 年	5 (0)	3 (0)	3 (0)	3 (0)	1 (0)	2 (0)	2 (0)	0 (0)	2 (0)	21 (0)
2017 年	12 (0)	4 (0)	0 (0)	1 (0)	4 (0)	0 (0)	3 (0)	0 (0)	5 (0)	29 (0)
2018 年	8 (1)	11 (1)	8 (0)	14 (0)	7 (0)	7 (0)	4 (0)	2 (0)	11 (2)	72 (4)
2019 年	12 (1)	8 (0)	3 (0)	5 (0)	6 (0)	2 (0)	5 (0)	2 (0)	8 (0)	51 (1)
2020 年	9 (0)	5 (0)	7 (0)	3 (0)	10 (0)	1 (0)	7 (1)	1 (0)	9 (0)	52 (1)
計	46 (2)	31 (1)	21 (0)	26 (0)	28 (0)	12 (0)	21 (1)	5 (0)	35 (2)	225 (6)

※（ ）内の数値は死亡者数であり、死傷者数の内数である。



3 月・時間帯別発生状況

(1) 月別発生状況

2016 年以降の月別の熱中症の死傷者数をみると、全体の 45%が 8 月に発生し、これに 7 月発生分を合わせると全体のほぼ 8 割となる。死亡災害 6 件は 7 月と 8 月に集中している。

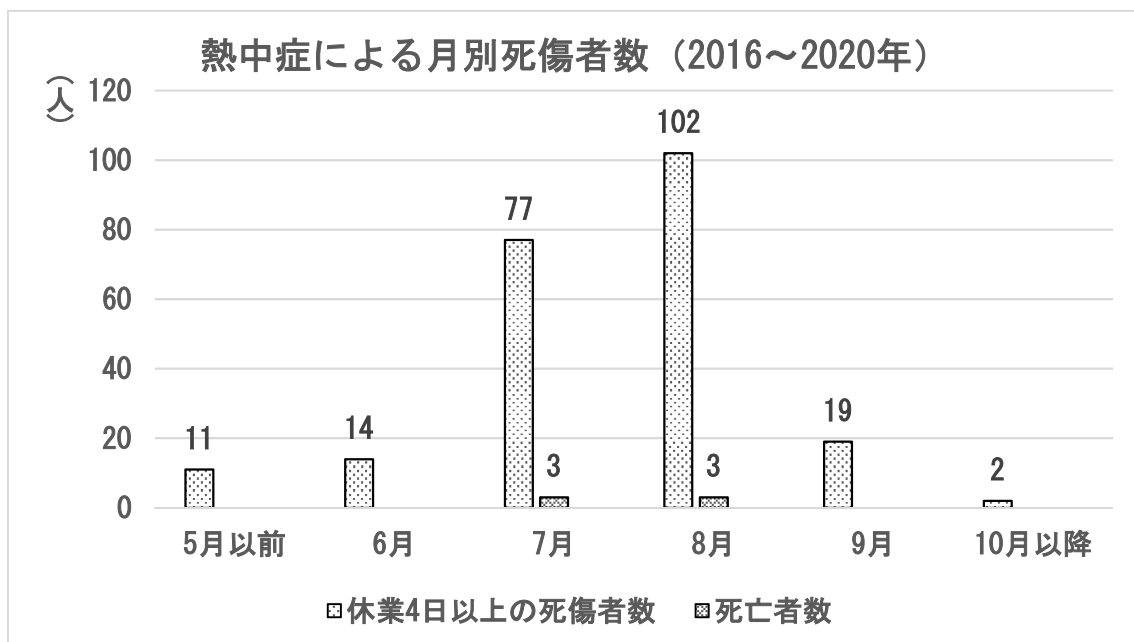
2020 年は、死傷者数全体の 65%が 8 月に発生し、死亡災害も 8 月に発生して

いる。発生日の最も早い災害は5月で、最も遅いものは10月である。

熱中症による死傷者数の月別の状況（2016～2020年）（人）

	5月 以前	6月	7月	8月	9月	10月 以降	計
2016年	1 (0)	1 (0)	9 (0)	7 (0)	3 (0)	0 (0)	21 (0)
2017年	3 (0)	1 (0)	11 (0)	14 (0)	0 (0)	0 (0)	29 (0)
2018年	2 (0)	6 (0)	36 (3)	23 (1)	4 (0)	1 (0)	72 (4)
2019年	4 (0)	2 (0)	15 (0)	24 (1)	6 (0)	0 (0)	51 (1)
2020年	1 (0)	4 (0)	6 (0)	34 (1)	6 (0)	1 (0)	52 (1)
計	11 (0)	14 (0)	77 (3)	102 (3)	19 (0)	2 (0)	225 (6)

※（ ）内の数値は死亡者数であり、死傷者数の内数である。



（2）時間帯別発生状況

2016年以降の時間帯別の死傷者数をみると、11時台及び14～16時台に多く発生しているほか、9時台以前及び18時台以降にも多く発生している。なお、日中の現場作業終了後に会社事務所に戻ってから、または、帰宅してから体調が悪化したというケースも散見される。

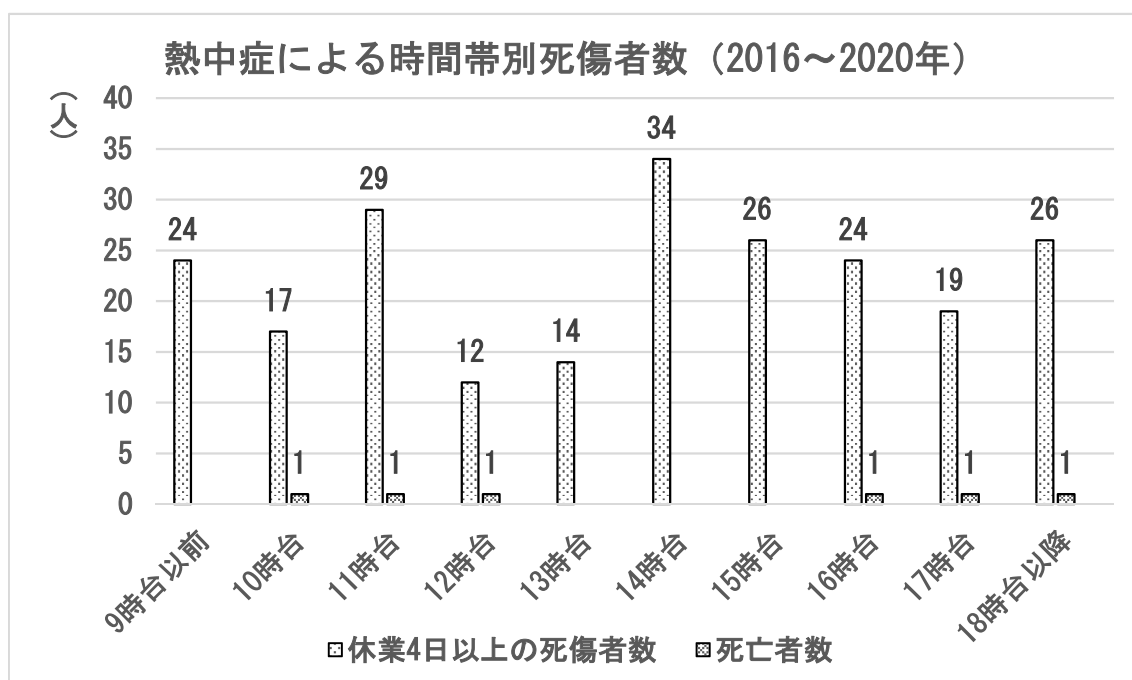
2020 年は、18 時台以降で最も多く発生しており、これは過去 5 年間で初めてである。内訳は、18 時台 3 人、19 時台 1 人、20 時台 2 人、21 時台 2 人、23 時台 1 人となっている。また、9 時台以前の内訳は、8 時台 1 人、9 時台 2 人である。なお、死亡災害は 18 時台に発生している。

熱中症による死傷者数の時間帯別の状況（2016～2020 年）（人）

	9 以 時 前 台	10 時 台	11 時 台	12 時 台	13 時 台	14 時 台	15 時 台	16 時 台	17 時 台	18 以 時 降 台	計
2016 年	3 (0)	0 (0)	1 (0)	1 (0)	1 (0)	3 (0)	5 (0)	4 (0)	1 (0)	2 (0)	21 (0)
2017 年	2 (0)	3 (0)	6 (0)	1 (0)	0 (0)	3 (0)	4 (0)	2 (0)	3 (0)	5 (0)	29 (0)
2018 年	7 (0)	8 (1)	7 (1)	7 (1)	6 (0)	8 (0)	6 (0)	10 (1)	5 (0)	8 (0)	72 (4)
2019 年	9 (0)	3 (0)	8 (0)	0 (0)	4 (0)	13 (0)	4 (0)	3 (0)	5 (1)	2 (0)	51 (1)
2020 年	3 (0)	3 (0)	7 (0)	3 (0)	3 (0)	7 (0)	7 (0)	5 (0)	5 (0)	9 (1)	52 (1)
計	24 (0)	17 (1)	29 (1)	12 (1)	14 (0)	34 (0)	26 (0)	24 (1)	19 (1)	26 (1)	225 (6)

※ 9 時台以前は 0 時台～9 時台、18 時台以降は 18 時台～23 時台を指す。

※ () 内の数値は死亡者数であり、死傷者数の内数である。



4 2020 年の熱中症による死傷災害の特徴

(1) 年代別の発生状況

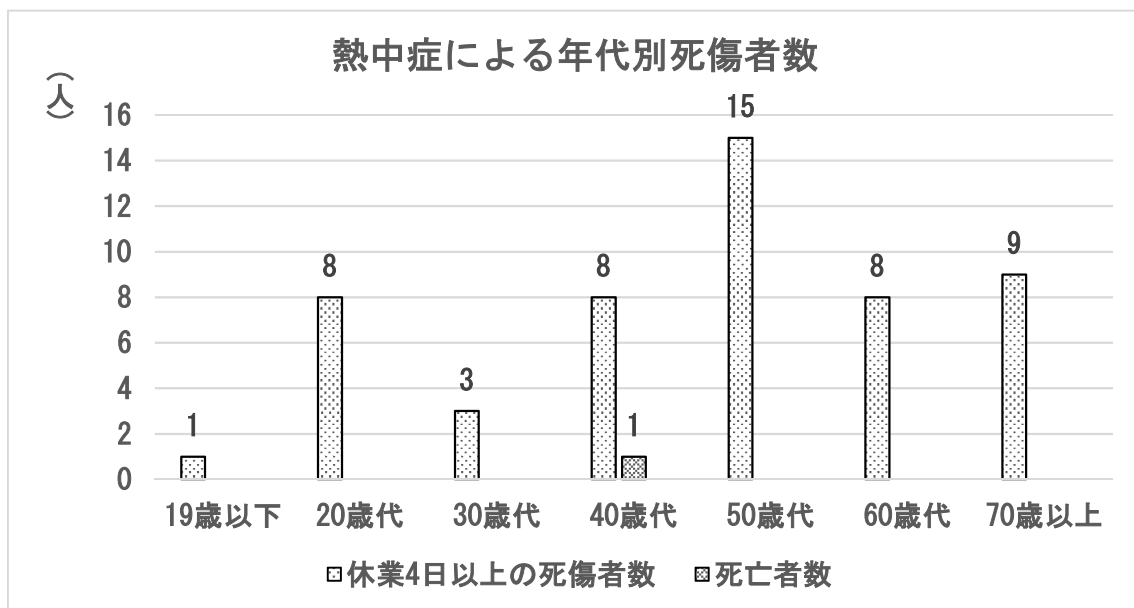
2020 年の年代別の死傷者数をみると、50 歳代が 15 人と最も多く、次いで 70 歳以上が 9 人となっている。50 歳以上の死傷者数が全体の 6 割以上となっているが、20 歳代の死傷者も 8 人となっている。

なお、就業労働者の年齢構成の影響もあるものと思われるが、警備業と清掃・と畜業の 2 業種で、60 歳以上の全死傷者（17 人）の 47%、70 歳代以上の全死傷者（9 人）の 67%を占めている。

熱中症による死傷者数の年代別の状況（人）

	19 歳 以下	20 歳 代	30 歳 代	40 歳 代	50 歳 代	60 歳 代	70 歳 以上	計
死傷者数 (人)	1	8	3	8(1)	15	8	9	52(1)
割合 (%)	1.9	15.4	5.8	15.4	28.8	15.4	17.3	100.0

※（ ）内の数値は死亡者数であり、死傷者数の内数である



(2) 屋内作業での発症

2020 年の死傷災害の 3 割強（16 件）は明らかに屋内作業に従事していたと考えられる状況下で発生している。特に、清掃・と畜業、製造業で屋内災害の割合が高く、熱中症は、必ずしも屋外での作業のみで発症しやすいわけではないことに留意が必要である。

屋内作業においては、炉や厨房等特定の熱源がない場合であっても、室内清掃作業や倉庫内作業等高温多湿と考えられる室内環境において多く発生している。

5 平成 30 年(2018 年)から令和 2 年(2020)までの熱中症による死亡災害の概要

番号	発生年月 発生時刻	業 種 事業場規模	起因物 事故の型	発 生 概 要
1	平成 30 年 7 月 16 時頃	その他の事業 10 名～29 名	高温、低温環境 高温・低温の 物との接触	草刈りの補助業務を行っていた被災者が熱中症を発症して倒れたもの。
2	平成 30 年 7 月 12 時頃	建築工事業 ～9 名	高温、低温環境 高温・低温の 物との接触	個人住宅の 2 階ベランダ改修工事のために防水工事を行っていた被災者が熱中症を発症して倒れたもの。
3	平成 30 年 7 月 10 時頃	化学工業 10 名～29 名	高温、低温環境 高温・低温の 物との接触	金型作業室内で作業を行っていた被災者がトイレ内で倒れているのが発見されたもの。救急搬送されたものの、死亡が確認された。(熱中症)
4	平成 30 年 8 月 11 時頃	その他の事業 ～9 名	高温、低温環境 高温・低温の 物との接触	変電設備の点検作業に従事していた被災者が変電設備の前で意識を失って倒れているのが発見されたもの。(熱中症)
5	令和元年 8 月 14 時頃	土木工事業 100 名～299 名	高温、低温環境 高温・低温の 物との接触	土地区画整理事業造成工事において、施工管理補助業務に従事していた派遣労働者が、帰宅で利用する最寄り駅構内で倒れているのを発見されたもの。当日は気温が 30 度を超えており、高温環境下で測量及び巡視作業を行っていた。病院で熱中症の診断を受け、8 日後に死亡したもの。
6	令和 2 年 8 月 18 時頃	清掃・と畜業 (産業廃棄物 処理業) 50 名～99 名	高温、低温環境 高温・低温の 物との接触	夏休み明けの初日、焼却炉を稼働する準備作業において、高温環境下で、炉内の補修材をミキサーで練る作業をしていたところ、泡を吹いて心停止状態で倒れていたのを同僚に発見された。(熱中症)

W B G T 値等測定表

○ 測定地点：A：本町四丁目交差点（太陽照射あり）、B：合同庁舎裏玄関車寄せ（太陽照射なし）

○ 測定日時：5月18日から6月17日までの毎週火曜日及び木曜日の10時、12時及び15時の1日3回

○ 測定項目：①気温（℃）、②相対湿度（％）、③黒球温度（℃）、④WBGT（℃）

5月18日（火）	10：00（曇） 24.0				12：00（曇） 21.8				15：00（曇） 20.7			
A	① 27.1	② 62.6	③ 31.8	④ 25.4	① 23.3	② 66.7	③ 26.9	④ 21.8	① 23.5	② 60.0	③ 26.2	④ 21.5
B	① 24.8	② 68.5	③ 27.2	④ 23.2	① 22.3	② 73.8	③ 24.3	④ 21.0	① 22.6	② 63.8	③ 24.8	④ 20.6
5月20日（木）	10：00（曇） 19.8				12：00（曇） 21.0				15：00（小雨） 20.5			
A	① 22.0	② 65.8	③ 25.6	④ 20.3	① 23.0	② 63.1	③ 27.7	④ 21.6	① 22.0	② 68.3	③ 24.6	④ 20.1
B	① 21.0	② 73.1	③ 23.5	④ 19.8	① 22.0	② 67.0	③ 25.6	④ 20.3	① 22.3	② 61.8	③ 25.4	④ 20.0
5月25日（火）	10：00（晴） 23.3				12：00（晴） 23.8				15：00（晴） 23.7			
A	① 26.6	② 46.0	③ 26.2	④ 23.6	① 28.3	② 37.0	③ 39.6	④ 23.5	① 27.7	② 46.6	③ 33.0	④ 23.5
B	① 23.6	② 53.2	③ 26.2	④ 20.6	① 25.2	② 44.0	③ 27.5	④ 20.5	① 25.5	② 50.4	③ 27.5	④ 21.6
5月27日（木）	10：00（雨） 16.8				12：00（雨） 17.1				15：00（雨） 17.4			
A	① 17.2	② 79.5	③ 18.6	④ 16.4	① 16.8	② 82.3	③ 18.3	④ 16.2	① 17.4	② 90.7	③ 18.8	④ 17.0
B	① 18.0	② 69.5	③ 19.4	④ 16.5	① 18.0	② 71.3	③ 19.1	④ 16.5	① 17.1	② 87.1	③ 18.3	④ 17.3

6月1日(火)	10:00 (晴) 22.1				12:00 (晴) 21.7				15:00 (晴) 22.7			
A	① 26.0	② 42.3	③ 35.5	④ 22.3	① 25.7	② 40.0	③ 38.9	④ 24.1	① 27.4	② 39.6	③ 34.0	④ 25.0
B	① 22.0	② 54.0	③ 24.4	④ 19.1	① 22.8	② 46.6	③ 24.8	④ 18.7	① 24.1	② 44.8	③ 26.3	④ 20.2
6月3日(木)	10:00 (晴) 23.3				12:00 (晴) 22.9				15:00 (曇) 22.1			
A	① 25.7	② 46.5	③ 34.8	④ 22.6	① 27.8	② 39.0	③ 39.0	④ 24.0	① 26.6	② 44.9	③ 30.5	④ 22.4
B	① 24.5	② 50.4	③ 27.4	④ 20.9	① 24.3	② 46.6	③ 26.5	④ 20.2	① 26.0	② 46.5	③ 28.3	④ 21.6
6月8日(火)	10:00 (晴) 25.8				12:00 (晴) 25.4				15:00 (晴) 26.5			
A	① 29.4	② 46.3	③ 40.7	④ 26.5	① 30.2	② 27.4	③ 42.8	④ 27.3	① 30.8	② 34.7	③ 42.0	④ 26.4
B	① 26.0	② 59.0	③ 28.0	④ 22.9	① 26.8	② 49.2	③ 28.4	④ 22.5	① 29.0	② 42.5	③ 30.8	④ 23.7
6月10日(木)	10:00 (晴) 23.7				12:00 (晴) 24.1				15:00 (晴) 26.2			
A	① 25.7	② 51.8	③ 38.1	④ 24.0	① 29.4	② 35.0	③ 39.5	④ 24.5	① 30.7	② 42.2	③ 41.8	④ 26.7
B	① 24.7	② 62.9	③ 27.2	④ 22.3	① 26.5	② 42.0	③ 27.9	④ 21.4	① 28.8	② 48.8	③ 30.5	④ 24.3

6月15日(火)	10:00 (晴) 25.0				12:00 (晴) 25.2				15:00 (晴) 26.6			
A	① 28.3	② 47.3	③ 38.2	④ 26.3	① 30.0	② 43.0	③ 43.5	④ 27.1	① 31.7	② 40.6	③ 44.6	④ 28.1
B	① 25.3	② 60.2	③ 27.3	④ 22.4	① 26.1	② 55.1	③ 28.1	④ 22.6	① 26.9	② 57.8	③ 28.4	④ 23.6
6月17日(木)	10:00 (晴) 23.8				12:00 (小雨) 21.4				15:00 (晴) 23.3			
A	① 25.7	② 53.7	③ 33.8	④ 23.8	① 22.0	② 75.0	③ 24.4	④ 20.6	① 25.6	② 53.1	③ 30.2	④ 22.8
B	① 23.2	② 65.0	③ 25.6	④ 20.9	① 21.8	② 70.8	③ 23.7	④ 20.2	① 25.0	② 55.2	③ 26.8	④ 21.6

※ 時刻欄の斜字体は、環境省発表による横浜の暑さ指数（WBGT値）である。

WBGT値

危険 : 31℃以上	赤色
厳重警戒 : 28～31℃	桃色
警戒 : 25～28℃	黄色
注意 : 25℃未満	水色

【測定結果からの考察】

1 気温、相対湿度とWBGT値の関係

(1) 気温の上下とWBGT値の上下は必ずしも連動しない。

例) 6月8日(火) 12:00から15:00

(2) 気温が同程度の場合は、相対湿度が高い方がWBGT値は高くなった。

例) 5月18日(火) 10:00と5月25日(火) 15:00

(2) 気温が低くても、相対湿度が高い場合にはWBGT値は高くなる傾向がある。

例) 5月18日(火) 10:00、5月25日(火) 12:00、5月27日(木) 雨天 15:00

⇒ 熱中症については、気温だけでなく、相対湿度にも注意が必要である。

2 太陽照射の有無とWBGT値の関係

(1) 晴れの場合は、太陽照射がある(屋根等がない)場所の方がWBGT値は明らかに高くなった。

例) 6月1日(12時・15時) 6月15日(10時・12時・15時)

(2) 曇りの場合は、太陽照射がある(屋根等がない)場所の方がWBGT値は高くなったが、太陽照射がない(屋根等がある)場所との差は晴れの場合ほど大きくなかった。

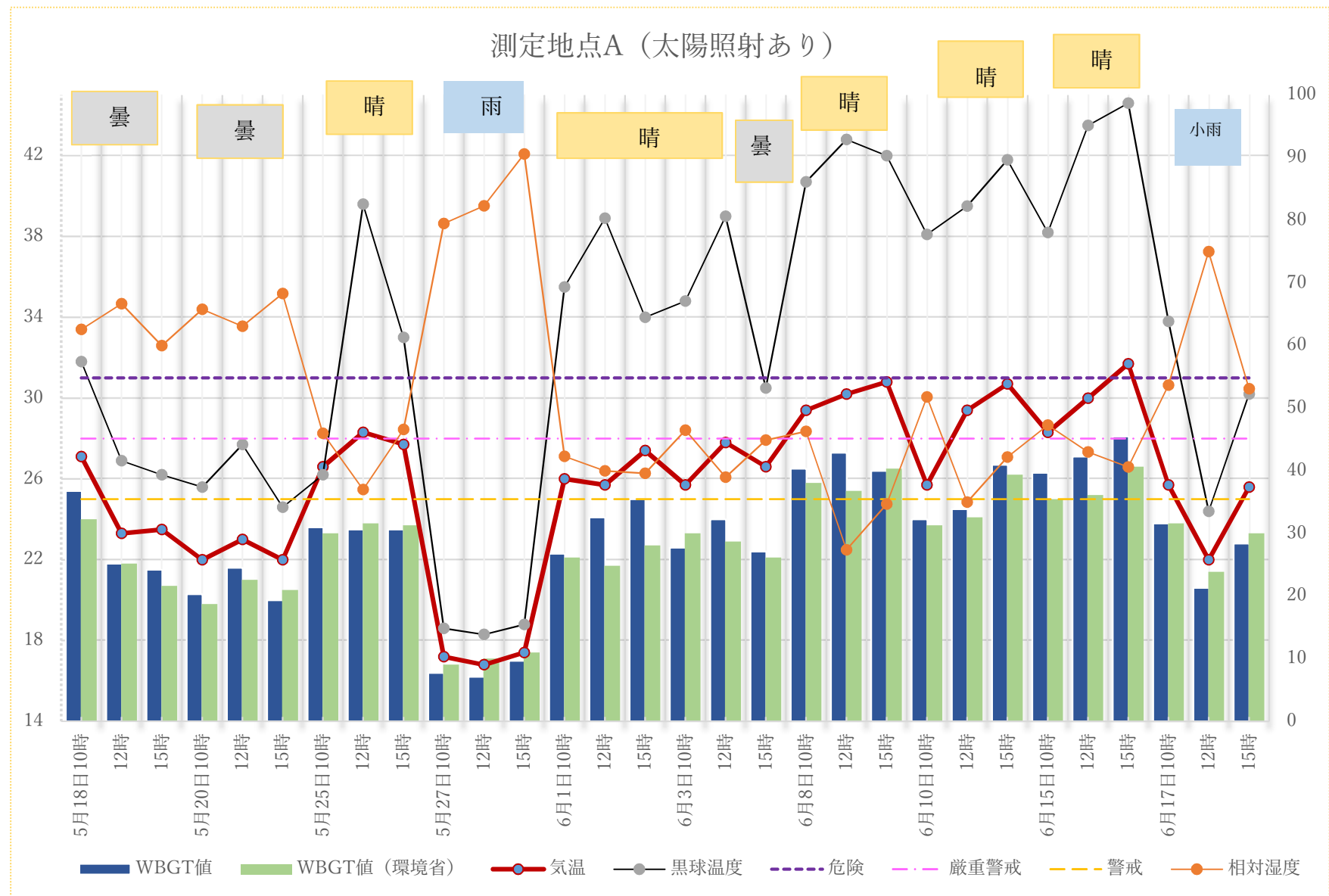
例) 5月20日(木)

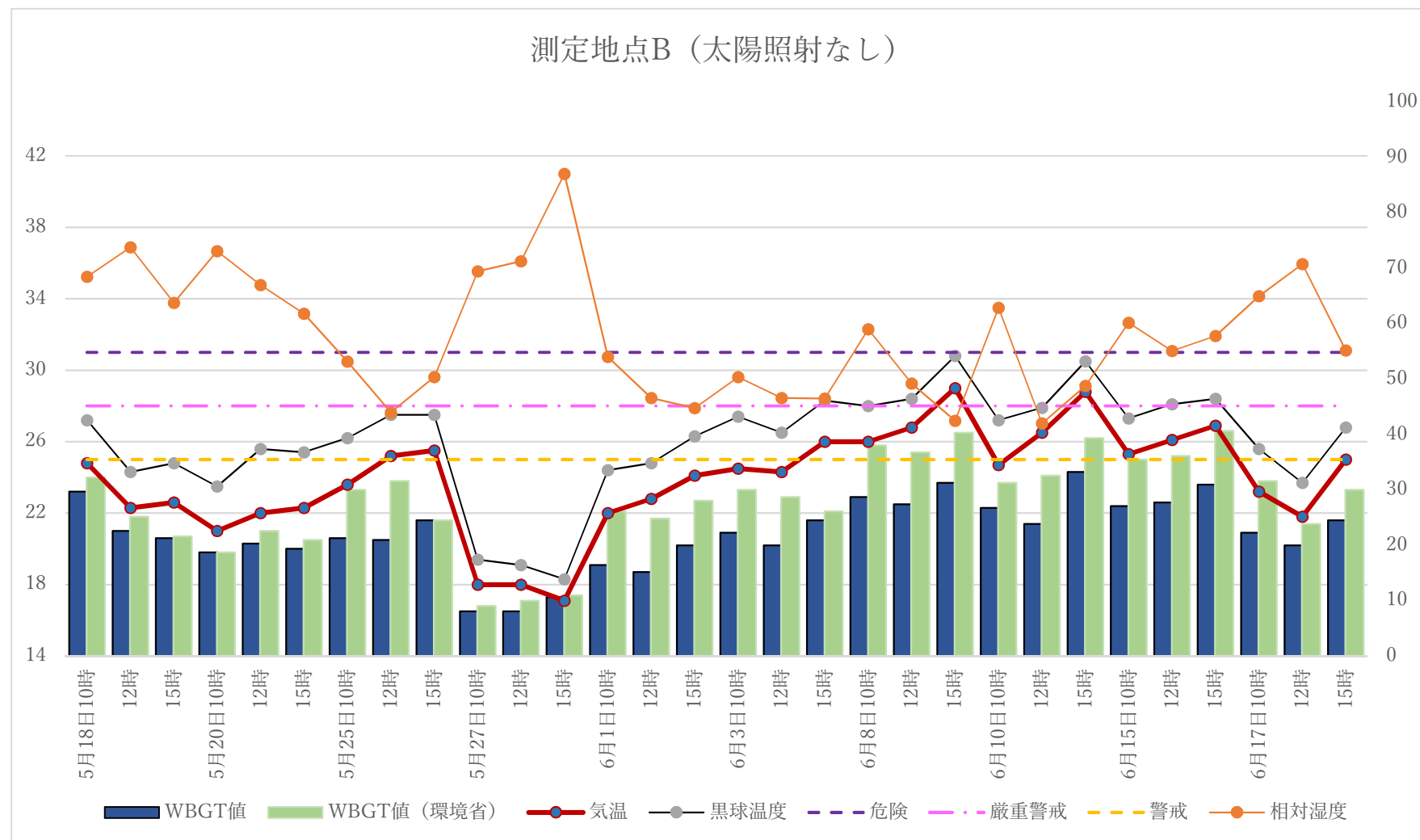
(3) 雨の場合は、太陽照射がある場所とない場所でWBGT値はほとんど変わらなかった。

例) 5月27日(木)

⇒ 熱中症については、屋外作業はもちろん、屋内作業にあっても十分な注意が必要である。

屋外作業にあっては、太陽の照射を避ける対策も有効である。





基 発 0420 第 3 号

令和 3 年 4 月 20 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長

(公 印 省 略)

職場における熱中症予防基本対策要綱の策定について

職場における熱中症の予防については、平成 17 年 7 月 29 日付け基安発第 0729001 号「熱中症の予防対策における WBGT の活用について」及び平成 21 年 6 月 19 日付け基発第 0619001 号「職場における熱中症の予防について」に基づき対策を推進してきたところであるが、熱中症による休業 4 日以上の上業務上疾病者数は依然として高止まりしており、死亡に至る事例も後を絶たない状況にある。

今般、日本産業規格 JIS Z 8504 が約 20 年ぶりに改正され、WBGT 基準値、着衣補正值等に関する改正が行われたこと等により、別紙のとおり、職場における熱中症予防基本対策要綱を定め、熱中症予防対策の一層の推進を図ることとしたところである。

については、関係事業場等において本要綱の内容が適切な安全衛生管理体制のもと、適切に実施されるよう指導等に遺漏なきを期されたい。

また、関係団体等に対して別添のとおり通知しているので、併せて了知されたい。

なお、本通達をもって、平成 17 年 7 月 29 日付け基安発第 0729001 号及び平成 21 年 6 月 19 日付け基発第 0619001 号通達は廃止する。

職場における熱中症予防基本対策要綱

第1 WBGT 値（暑さ指数）の活用

1 WBGT 値等

WBGT (Wet-Bulb Globe Temperature：湿球黒球温度（単位：℃））の値は、暑熱環境による熱ストレスの評価を行う暑さ指数（式①又は②により算出）であり、作業場所に、WBGT 指数計を設置する等により、WBGT 値を求めることが望ましいこと。特に、熱中症予防情報サイト等により、事前に WBGT 値が表 1－1 の WBGT 基準値（以下「WBGT 基準値」という。）を超えることが予想される場合は、WBGT 値を作業中に測定するよう努めること。

ア 日射がない場合

$$\text{WBGT 値} = 0.7 \times \text{自然湿球温度} + 0.3 \times \text{黒球温度} \quad \text{式①}$$

イ 日射がある場合

$$\text{WBGT 値} = 0.7 \times \text{自然湿球温度} + 0.2 \times \text{黒球温度} + 0.1 \times \text{気温（乾球温度）} \quad \text{式②}$$

また、WBGT 値の測定が行われていない場合においても、気温（乾球温度）及び相対湿度を熱ストレスの評価を行う際の参考にすること。

2 WBGT 値に係る留意事項

表 1－2 に掲げる衣類を着用して作業を行う場合にあっては、式①又は②により算出された WBGT 値に、それぞれ表 1－2 に掲げる着衣補正值を加える必要があること。

また、WBGT 基準値は、健康な労働（作業）者を基準に、ばく露されてもほとんどの者が有害な影響を受けないレベルに相当するものとして設定されていることに留意すること。

3 WBGT 基準値に基づく評価等

把握した WBGT 値が、WBGT 基準値を超え、又は超えるおそれのある場合には、冷房等により当該作業場所の WBGT 値の低減を図ること、身体作業強度（代謝率レベル）の低い作業に変更すること、WBGT 基準値より低い WBGT 値である作業場所での作業に変更すること等の熱中症予防対策を作業の状況等に応じて実施するよう努めること。それでもなお、WBGT 基準値を超え、又は超えるおそれのある場合には、第 2 の

熱中症予防対策の徹底を図り、熱中症の発症リスクの低減を図ること。ただし、WBGT 基準値を超えない場合であっても、WBGT 基準値が前提としている条件に当てはまらないとき又は着衣補正值を考慮した WBGT 基準値を算出することができないときは、WBGT 基準値を超え、又は超えるおそれのある場合と同様に、第 2 の熱中症予防対策の徹底を図らなければならない場合があることに留意すること。

上記のほか、熱中症の発症リスクがあるときは、必要に応じて第 2 の熱中症予防対策を実施することが望ましいこと。

第 2 熱中症予防対策

1 作業環境管理

(1) WBGT 値の低減等

次に掲げる措置を講ずること等により当該作業場所の WBGT 値の低減に努めること。

ア WBGT 基準値を超え、又は超えるおそれのある作業場所（以下単に「高温多湿作業場所」という。）においては、発熱体と労働者の間に熱を遮ることのできる遮へい物等を設けること。

イ 屋外の高温多湿作業場所においては、直射日光並びに周囲の壁面及び地面からの照り返しを遮ることができる簡易な屋根等を設けること。

ウ 高温多湿作業場所に適度な通風又は冷房を行うための設備を設けること。また、屋内の高温多湿作業場所における当該設備は、除湿機能があることが望ましいこと。

なお、通風が悪い高温多湿作業場所での散水については、散水後の湿度の上昇に注意すること。

(2) 休憩場所の整備等

労働者の休憩場所の整備等について、次に掲げる措置を講ずるよう努めること。

ア 高温多湿作業場所の近隣に冷房を備えた休憩場所又は日陰等の涼しい休憩場所を設けること。また、当該休憩場所は、足を伸ばして横になれる広さを確保すること。

イ 高温多湿作業場所又はその近隣に氷、冷たいおしぼり、水風呂、シャワー等の身体を適度に冷やすことのできる物品及び設備を設けること。

ウ 水分及び塩分の補給を定期的かつ容易に行えるよう高温多湿作業場所に飲料水などの備付け等を行うこと。

2 作業管理

(1) 作業時間の短縮等

作業の休止時間及び休憩時間を確保し、高温多湿作業場所での作業を連続して行う時間を短縮すること、身体作業強度（代謝率レベル）が高い作業を避けること、作業場所を変更すること等の熱中症予防対策を、作業の状況等に応じて実施するよう努めること。

(2) 暑熱順化

高温多湿作業場所において労働者を作業に従事させる場合には、暑熱順化（熱に慣れ当該環境に適応すること）の有無が、熱中症の発症リスクに大きく影響することを踏まえ、計画的に、暑熱順化期間を設けることが望ましいこと。特に、梅雨から夏季になる時期において、気温等が急に上昇した高温多湿作業場所での作業を行う場合、新たに当該作業を行う場合、又は、長期間、当該作業場所での作業から離れ、その後再び当該作業を行う場合等においては、通常、労働者は暑熱順化していないことに留意が必要であること。

(3) 水分及び塩分の摂取

自覚症状以上に脱水状態が進行していることがあること等に留意の上、自覚症状の有無にかかわらず、水分及び塩分の作業前後の摂取及び作業中の定期的な摂取を指導するとともに、労働者の水分及び塩分の摂取を確認するための表の作成、作業中の巡視における確認等により、定期的な水分及び塩分の摂取の徹底を図ること。特に、加齢や疾患によって脱水状態であっても自覚症状に乏しい場合があることに留意すること。

なお、塩分等の摂取が制限される疾患を有する労働者については、主治医、産業医等に相談させること。

(4) 服装等

熱を吸収し、又は保熱しやすい服装は避け、透湿性及び通気性の良い服装を着用させること。また、これらの機能を持つ身体を冷却する服の着用も望ましいこと。

なお、直射日光下では通気性の良い帽子等を着用させること。

また、作業中における感染症拡大防止のための不織布マスク等の飛沫飛散防止器具の着用については、現在までのところ、熱中症の発症リスクを有意に高めるとの科学的なデータは示されておらず、表 1－2 に示すような着衣補正值の WBGT

値への加算は必要ないと考えられる。

一方、飛沫飛散防止器具の着用は、息苦しさや不快感のもととなるほか、円滑な作業や労働災害防止上必要なコミュニケーションに支障をきたすことも考えられるため、作業の種類、作業負荷、気象条件等に応じて飛沫飛散防止器具を選択するとともに、感染防止の観点から着用が必要と考えられる作業や場所、周囲に人がいない等飛沫飛散防止器具を外してもよい場面や場所等を明確にし、関係者に周知しておくことが望ましい。

(5) 作業中の巡視

定期的な水分及び塩分の摂取に係る確認を行うとともに、労働者の健康状態を確認し、熱中症を疑わせる兆候が表れた場合において速やかな作業の中断その他必要な措置を講ずること等を目的に、高温多湿作業場所での作業中は巡視を頻繁に行うこと。

3 健康管理

(1) 健康診断結果に基づく対応等

労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号）第 43 条、第 44 条及び第 45 条の規定に基づく健康診断の項目には、糖尿病、高血圧症、心疾患、腎不全等の熱中症の発症に影響を与えるおそれのある疾患と密接に関係した血糖検査、尿検査、血圧の測定、既往歴の調査等が含まれていること及び労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 66 条の 4 及び第 66 条の 5 の規定に基づき、異常所見があると診断された場合には医師等の意見を聴き、当該意見を勘案して、必要があると認めるときは、事業者は、就業場所の変更、作業の転換等の適切な措置を講ずることが義務付けられていることに留意の上、これらの徹底を図ること。

また、熱中症の発症に影響を与えるおそれのある疾患の治療中等の労働者については、事業者は、高温多湿作業場所における作業の可否、当該作業を行う場合の留意事項等について産業医、主治医等の意見を勘案して、必要に応じて、就業場所の変更、作業の転換等の適切な措置を講ずること。

(2) 日常の健康管理等

高温多湿作業場所で作業を行う労働者については、睡眠不足、体調不良、前日等の飲酒、朝食の未摂取等が熱中症の発症に影響を与えるおそれがあることに留意の上、日常の健康管理について指導を行うとともに、必要に応じ健康相談を行うこと。これを含め、労働安全衛生法第 69 条の規定に基づき健康の保持増進のた

めの措置を講ずるよう努めること。

さらに、熱中症の発症に影響を与えるおそれのある疾患の治療中等である場合は、熱中症を予防するための対応が必要であることを労働者に対して教示するとともに、労働者が主治医等から熱中症を予防するための対応が必要とされた場合又は労働者が熱中症を予防するための対応が必要となる可能性があると判断した場合は、事業者に応し出るよう指導すること。

(3) 労働者の健康状態の確認

作業開始前に労働者の健康状態を確認すること。

作業中は巡視を頻繁に行い、声をかける等して労働者の健康状態を確認すること。

また、複数の労働者による作業においては、労働者にお互いの健康状態について留意させること。

(4) 身体の状態の確認

休憩場所等に体温計、体重計等を備え、必要に応じて、体温、体重その他の身体の状態を確認できるようにすることが望ましいこと。

4 労働衛生教育

労働者を高温多湿作業場所において作業に従事させる場合には、適切な作業管理、労働者自身による健康管理等が重要であることから、作業を管理する者及び労働者に対して、あらかじめ次の事項について労働衛生教育を行うこと。

(1) 熱中症の症状

(2) 熱中症の予防方法

(3) 緊急時の救急処置

(4) 熱中症の事例

なお、(2)の事項には、1から4までの熱中症予防対策が含まれること。

5 救急処置

(1) 緊急連絡網の作成及び周知

労働者を高温多湿作業場所において作業に従事させる場合には、労働者の熱中症の発症に備え、あらかじめ、病院、診療所等の所在地及び連絡先を把握するとともに、緊急連絡網を作成し、関係者に周知すること。

(2) 救急措置

熱中症を疑わせる症状が現われた場合は、救急処置として涼しい場所で身体を冷し、水分及び塩分の摂取等を行うこと。また、必要に応じ、救急隊を要請し、又は医師の診察を受けさせること。

(解説)

本解説は、職場における熱中症予防対策を推進する上での留意事項を解説したものである。

1 熱中症について

熱中症は、高温多湿な環境下において、体内の水分及び塩分（ナトリウム等）のバランスが崩れたり、体内の調整機能が破綻する等して、発症する障害の総称であり、めまい・失神、筋肉痛・筋肉の硬直、大量の発汗、頭痛・気分の不快・吐き気・嘔吐・倦怠感・虚脱感、意識障害・痙攣・手足の運動障害、高体温等の症状が現れる。

2 WBGT 値（暑さ指数）の活用について

- (1) WBGT 値の測定方法等は、日本産業規格 JIS Z 8504 を参考にすること。
- (2) WBGT 値の測定が行われていない場合には、表 2 の「WBGT 値と気温、相対湿度との関係」等が熱ストレス評価を行う際の参考になること。

3 作業管理について

- (1) 暑熱順化の例としては、次に掲げる事項等があること。
 - ア 作業を行う者が暑熱順化していない状態から 7 日以上かけて熱へのばく露時間を次第に長くすること。
 - イ 熱へのばく露が中断すると 4 日後には暑熱順化の顕著な喪失が始まり 3～4 週間後には完全に失われること。
- (2) 作業中における定期的な水分及び塩分の摂取については、身体作業強度等に応じて必要な摂取量等は異なるが、作業場所の WBGT 値が WBGT 基準値を超える場合には、少なくとも、0.1～0.2%の食塩水、ナトリウム 40～80mg/100ml のスポーツドリンク又は経口補水液等を、20～30 分ごとにカップ 1～2 杯程度を摂取することが望ましいこと。
- (3) 飛沫飛散防止器具には、使い捨ての不織布マスク（サージカルマスク）、布マスク、ウレタンマスク、フェイスシールド、マウスシールド等が含まれること。

4 健康管理について

- (1) 糖尿病については、血糖値が高い場合に尿に糖が漏れ出すことにより尿で失う水分が増加し脱水状態を生じやすくなること、高血圧症及び心疾患については、

水分及び塩分を尿中に出す作用のある薬を内服する場合に脱水状態を生じやすくなること、腎不全については、塩分摂取を制限される場合に塩分不足になりやすいこと、精神・神経関係の疾患については、自律神経に影響のある薬（パーキンソン病治療薬、抗てんかん薬、抗うつ薬、抗不安薬、睡眠薬等）を内服する場合に発汗及び体温調整が阻害されやすくなること、広範囲の皮膚疾患については、発汗が不十分となる場合があること等から、これらの疾患等については熱中症の発症に影響を与えるおそれがあること。

- (2) 感冒等による発熱、下痢等による脱水等は、熱中症の発症に影響を与えるおそれがあること。また、皮下脂肪の厚い者も熱中症の発症に影響を与えるおそれがあることから、留意が必要であること。
- (3) 心機能が正常な労働者については1分間の心拍数が数分間継続して180から年齢を引いた値を超える場合、作業強度のピークの1分後の心拍数が120を超える場合、休憩中等の体温が作業開始前の体温に戻らない場合、作業開始前より1.5%を超えて体重が減少している場合、急激で激しい疲労感、悪心、めまい、意識喪失等の症状が発現した場合等は、熱へのばく露を止めることが必要とされている兆候であること。

5 救急処置について

熱中症を疑わせる具体的な症状については表3の「熱中症の症状と分類」を、具体的な救急処置については図の「熱中症の救急処置（現場での応急処置）」を参考にすること。

表 1－1 身体作業強度等に応じた WBGT 基準値

区分	身体作業強度（代謝率レベル）の例	WBGT 基準値	
		暑熱順化者の WBGT 基準値 ℃	暑熱非順化者の WBGT 基準値 ℃
0 安静	安静、楽な座位	33	32
1 低代謝率	軽い手作業(書く、タイピング、描く、縫う、簿記)；手及び腕の作業(小さいペンチツール、点検、組立て又は軽い材料の区分け)；腕及び脚の作業(通常の状態での乗り物の運転、フットスイッチ及びペダルの操作)。立位でドリル作業(小さい部品)；フライス盤(小さい部品)；コイル巻き；小さい電機子巻き；小さい力で駆動する機械；2.5 km/h 以下での平たん(坦)な場所での歩き。	30	29
2 中程度代謝率	継続的な手及び腕の作業〔くぎ(釘)打ち、盛土〕；腕及び脚の作業(トラックのオフロード運転、トラクター及び建設車両)；腕と胴体の作業(空気圧ハンマーでの作業、トラクター組立て、しっくい塗り、中くらいの重さの材料を断続的に持つ作業、草むしり、除草、果物及び野菜の収穫)；軽量の荷車及び手押し車を押したり引いたりする；2.5 km/h～5.5 km/h での平たんな場所での歩き；鍛造	28	26
3 高代謝率	強度の腕及び胴体の作業；重量物の運搬；ショベル作業；ハンマー作業；のこぎり作業；硬い木へのかんな掛け又はのみ作業；草刈り；掘る；5.5 km/h～7 km/h での平たんな場所での歩き。 重量物の荷車及び手押し車を押したり引いたりする；鋳物を削る；コンクリートブロックを積む。	26	23
4 極高代謝率	最大速度の速さでのとても激しい活動；おの(斧)を振るう；激しくシャベルを使ったり掘ったりする；階段を昇る；平たんな場所で走る；7km/h 以上で平たんな場所を歩く。	25	20

注1 日本産業規格 JIS Z 8504（熱環境の人間工学－WBGT（湿球黒球温度）指数に基づく
作業者の熱ストレスの評価－暑熱環境）附属書 A「WBGT 熱ストレス指数の基準値」を
基に、同表に示す代謝率レベルを具体的な例に置き換えて作成したもの。

注2 暑熱順化者とは、「評価期間の少なくとも 1 週間以前から同様の全労働期間、高温
作業条件（又は類似若しくはそれ以上の極端な条件）にばく露された人」をいう。

表 1－2 衣類の組合せにより WBGT 値に加えるべき着衣補正值 (°C-WBGT)

組合せ	コメント	WBGT 値に加えるべき着衣補正值 (°C-WBGT)
作業服	織物製作業服で、基準となる組合せ着衣である。	0
つなぎ服	表面加工された綿を含む織物製	0
単層のポリオレフィン不織布製つなぎ服	ポリエチレンから特殊な方法で製造される布地	2
単層の SMS 不織布製のつなぎ服	SMS はポリプロピレンから不織布を製造する汎用的な手法である。	0
織物の衣服を二重に着用した場合	通常、作業服の上につなぎ服を着た状態。	3
つなぎ服の上に長袖ロング丈の不透湿性エプロンを着用した場合	巻付型エプロンの形状は化学薬剤の漏れから身体の前及び側面を保護するように設計されている。	4
フードなしの単層の不透湿つなぎ服	実際の効果は環境湿度に影響され、多くの場合、影響はもっと小さくなる。	10
フード付き単層の不透湿つなぎ服	実際の効果は環境湿度に影響され、多くの場合、影響はもっと小さくなる。	11
服の上に着たフードなし不透湿性のつなぎ服	—	12
フード	着衣組合せの種類やフードの素材を問わず、フード付きの着衣を着用する場合。フードなしの組合せ着衣の着衣補正值に加算される。	+1

注記 1 透湿抵抗が高い衣服では、相対湿度に依存する。着衣補正值は起こりうる最も高い値を示す。

注記 2 SMS はスパンボンド-メルトブローン-スパンボンドの 3 層構造からなる不織布である。

注記 3 ポリオレフィンとは、ポリエチレン、ポリプロピレン、ならびにその共重合体などの総称である。

表2 WBGT 値と気温、相対湿度との関係
(日本生気象学会「日常生活における熱中症予防指針」Ver.3 訂正版 2021.3 から)

		相 对 湿 度(%)																	
氣 温(℃)	(乾球温度)	20	25	30	35	40	45	50	55	60	65	70	75	80	85	90	95	100	
		40	29	30	31	32	33	34	35	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44
	39	28	29	30	31	32	33	34	35	35	36	37	38	39	40	41	42	43	
	38	28	28	29	30	31	32	33	34	35	35	36	37	38	39	40	41	42	
	37	27	28	29	29	30	31	32	33	35	35	35	36	37	38	39	40	41	
	36	26	27	28	29	29	30	31	32	33	34	34	35	36	37	38	39	39	
	35	25	26	27	28	29	29	30	31	32	33	33	34	35	36	37	38	38	
	34	25	25	26	27	28	29	29	30	31	32	33	33	34	35	36	37	37	
	33	24	25	25	26	27	28	28	29	30	31	32	32	33	34	35	35	36	
	32	23	24	25	25	26	27	28	28	29	30	31	31	32	33	34	34	35	
	31	22	23	24	24	25	26	27	27	28	29	30	30	31	32	33	33	34	
	30	21	22	23	24	24	25	26	27	27	28	29	29	30	31	32	32	33	
	29	21	21	22	23	24	24	25	26	26	27	28	29	29	30	31	31	32	
	28	20	21	21	22	23	23	24	25	25	26	27	28	28	29	30	30	31	
	27	19	20	21	21	22	23	23	24	25	25	26	27	27	28	29	29	30	
	26	18	19	20	20	21	22	22	23	24	24	25	26	26	27	28	28	29	
	25	18	18	19	20	20	21	22	22	23	23	24	25	25	26	27	27	28	
	24	17	18	18	19	19	20	21	21	22	22	23	24	24	25	26	26	27	
	23	16	17	17	18	19	19	20	20	21	22	22	23	23	24	25	25	26	
	22	15	16	17	17	18	18	19	19	20	21	21	22	22	23	24	24	25	
	21	15	15	16	16	17	17	18	19	19	20	20	21	21	22	23	23	24	

WBGT 値

危 険

31℃以上

厳重警戒

28～31℃

警 戒

25～28℃

注 意

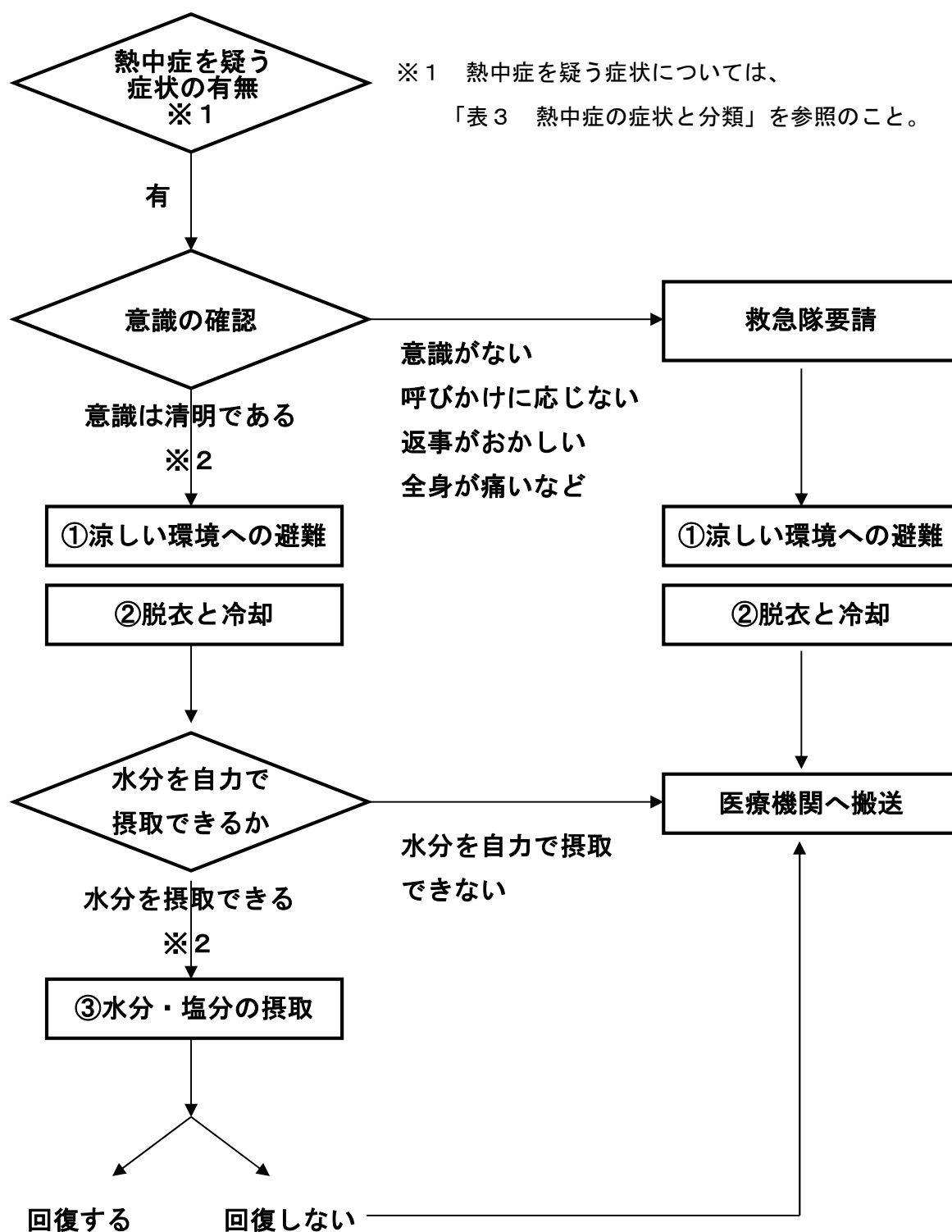
25℃未満

注 危険、厳重警戒等の分類は、日常生活の上での基準であって、労働の場における熱中症予防の基準には当てはまらないことに注意が必要であること。

表3 熱中症の症状と分類

分類	症状	重症度
I 度	めまい・生あくび・失神 （「立ちくらみ」という状態で、脳への血流が瞬間的に不十分になったことを示し、“熱失神”と呼ぶこともある。） 筋肉痛・筋肉の硬直 （筋肉の「こむら返り」のことで、その部分の痛みを伴う。発汗に伴う塩分（ナトリウム等）の欠乏により生じる。これを“熱痙攣”と呼ぶこともある。） 大量の発汗	小 ↓ 大
II 度	頭痛・気分の不快・吐き気・嘔吐・倦怠感・虚脱感 （体がぐったりする、力が入らないなどがあり、従来から“熱疲労”といわれていた状態である。） 集中力や判断力の低下	
III 度	意識障害・痙攣・手足の運動障害 （呼びかけや刺激への反応がおかしい、体がガクガクと引きつけがある、真直ぐに走れない・歩けないなど。） 高体温 （体に触ると熱いという感触がある。従来から“熱射病”や“重度の日射病”と言われていたものがこれに相当する。）	

図：熱中症の救急処置（現場での応急処置）



* 上記以外にも体調が悪化するなどの場合には、必要に応じて、救急隊を要請するなどにより、医療機関へ搬送することが必要であること。

STOP！熱中症 クールワークキャンペーン

令和3年5月～9月

— 熱中症予防対策の徹底を図ろう —

職場における熱中症により、毎年約**20人**が亡くなり、約**1,000人**が4日以上仕事を休んでいます。夏季を中心に「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」を展開し、職場での熱中症予防に取り組みましょう！

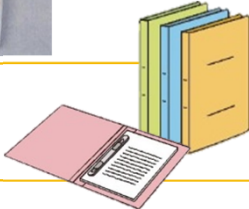
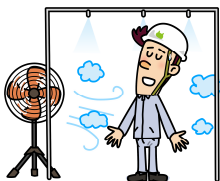
事業場では、期間ごとの実施事項に重点的に取り組んでください。

●実施期間：令和3年5月1日から9月30日まで（準備期間4月、重点取組期間7月）



確実に実施できているかを確認し、□にチェックを入れましょう！

準備期間（4月1日～4月30日）

☐	WBGT値の把握の準備	JIS規格「JIS B 7922」に適合した WBGT指数計 を準備しましょう。	
☐	作業計画の策定など	WBGT値に応じて、作業の中止、休憩時間の確保などができるよう 余裕を持った作業計画 をたてましょう。	
☐	設備対策・休憩場所の確保の検討	簡易な屋根の設置、通風または冷房設備やミストシャワーなどの設置により、 WBGT値を下げる方法 を検討しましょう。また、作業場所の近くに 冷房 を備えた休憩場所や 日陰 などの涼しい休憩場所を確保しましょう。	 
☐	服装などの検討	通気性の良い作業着 を準備しておきましょう。 身体を冷却する機能をもつ服 の着用も検討しましょう。	
☐	教育研修の実施	熱中症の防止対策について、 教育 を行いましょう。	 迷わず救急車を呼びましょう！
☐	労働衛生管理体制の確立	衛生管理者 などを中心に、事業場としての 管理体制 を整え、必要なら 熱中症予防管理者の選任 も行いましょう。	
☐	緊急時の措置の確認	体調不良時に搬送する病院や緊急時の対応について確認を行い、周知しましょう。	

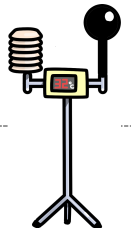
【主唱】厚生労働省、中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会、一般社団法人全国警備業協会 【協賛】公益社団法人日本保安用品協会、一般社団法人日本電気計測器工業会 【後援】関係省庁（予定）



STEP
1

□ **WBGT値の把握**

JIS 規格に適合したWBGT指数計でWBGT値を測りましょう。



WBGT指数計の例

STEP
2

準備期間中に検討した事項を確実に実施するとともに、測定したWBGT値に応じて次の対策を取りましょう。

☐	WBGT値を下げるための設備の設置	準備期間に検討した設備、休憩場所を設置しましょう。	
☐	休憩場所の整備	休憩場所には氷、冷たいおしぼり、シャワー等や飲料水、塩飴などを設置しましょう。	
☐	通気性の良い服装など	準備期間に検討した通気性の良い服装なども着用しましょう。	
☐	作業時間の短縮	WBGT値が高いときは、 単独作業を控え 、WBGT値に応じて 作業の中止 、 こまめに休憩をとる などの工夫をしましょう。	
☐	熱への順化	暑さに慣れるまでの間は 十分に休憩を取り、1週間程度かけて徐々に身体を慣らし ましょう。特に、 入職直後 や 夏季休暇明け の方は注意が必要です！	
☐	水分・塩分の摂取	のどが渴いていなくても 定期的に水分・塩分 を取りましょう。	
☐	プレクーリング	休憩時間にも体温を下げる工夫をしましょう。	
☐	健康診断結果に基づく措置	①糖尿病、②高血圧症、③心疾患、④腎不全、⑤精神・神経関係の疾患、⑥広範囲の皮膚疾患、⑦感冒、⑧下痢 などがあると熱中症にかかりやすくなります。医師の意見をきいて人員配置を行いましょう。	
☐	日常の健康管理など	前日のお酒の飲みすぎはないか、寝不足ではないか、当日は朝食をきちんととったか、管理者は確認しましょう。熱中症の具体的症状について説明し、早く気付くことができるようにしましょう。	
☐	労働者の健康状態の確認	作業中は管理者はもちろん、作業員同士お互いの健康状態をよく確認しましょう。	

STEP
3

熱中症予防管理者等は、WBGT値を確認し、巡視などにより、次の事項を確認しましょう。

- ☐ WBGT値の低減対策は実施されているか
- ☐ 各労働者が暑さに慣れているか
- ☐ 各労働者は水分や塩分をきちんと取っているか
- ☐ 各労働者の体調は問題ないか
- ☐ 作業の中止や中断をさせなくてよい

□ **異常時の措置**

～少しでも異変を感じたら～

- ・ **いったん作業を離れる**
- ・ **病院へ運ぶ、または救急車を呼ぶ**
- ・ **病院へ運ぶまでは一人きりにしない**

重点取組期間（7月1日～7月31日）

- ☐ 実施した対策の効果を再確認し、必要に応じ追加対策を行いましょう。
- ☐ 特に梅雨明け直後は、WBGT値に応じて、作業の中断、短縮、休憩時間の確保を徹底しましょう。
- ☐ **水分、塩分を積極的に取りましょう。**
- ☐ 各自が、睡眠不足、体調不良、前日の飲みすぎに注意し、当日の朝食はきちんと取りましょう。
- ☐ 期間中は熱中症のリスクが高まっていることを含め、重点的に教育を行いましょう。
- ☐ **少しでも異常を認めたときは、ためらうことなく、病院に搬送しましょう。**



職場における熱中症予防対策 ポータルサイト及び講習動画のご案内

ポータルサイトのご案内

厚生労働省では、職場における熱中症予防に関するポータルサイトを開設し、職場で起こる熱中症について、症状や分類、予防対策について、具体的な事例を交えて紹介しています。

場所を問わずアクセスして学べる、熱中症予防のためのオンライン教育用動画や理解度クイズなども掲載しています！

暑い夏を乗り切るにあたり、熱中症予防対策の徹底を図るために、是非ご活用ください！



学ぼう！ 備えよう！ 職場の仲間を守ろう！
職場における熱中症予防情報

<https://neccyusho.mhlw.go.jp/>



講習動画のご案内

無料

職場における熱中症対策を効果的に推進するための講習動画を無料で配信しています！

1 動画あたりの閲覧所要時間が15分程度なので、すきま時間にもご覧いただけます。

- 熱中症が発生する原理と発生時の措置
- 熱中症予防対策として有効な対策（管理者向け）
- 熱中症予防対策として有効な対策（作業員向け）
- WBGT指数計を用いた作業環境管理方法について

WBGT値、確認ヨシ！

講師紹介

齊藤 宏之

独立行政法人 労働者健康安全機構 労働安全衛生総合研究所



ポータルサイトではこんな内容が学べます！

Q1 熱中症防止の目的で使う測定器として、もっとも適当なものはどれでしょうか？

- a デジタル式の温湿度計
- b 黒球の付いたWBGT指数計
- c 黒球の付いていない温湿度計
- d 黒球の付いていないWBGT指数計

Q2 暑熱作業中の水分・塩分摂取の方法として、適当なものはどれでしょうか？

- a 水分・塩分を喉の渇きの有無によらず、定期的に摂取させる
- b 水分・塩分は作業者本人が喉の渇きに応じて摂取する
- c あまり水を飲むと体になまってしまうので、飲む量や回数は最小限にする

Q3 軽度の熱中症が疑われる作業員がいたため、水分・塩分をとらせ、涼しい部屋で休ませましたが、なかなか良くなりません。
このような場合、適切な対応はどれでしょうか？

- a 躊躇なく医療機関に搬送する
- b 急がせず、日陰をゆっくり歩いて病院に行かせる
- c タクシーで自宅に帰らせる
- d 軽度の熱中症なので引き続き様子を見る

詳しい解説はポータルサイトに掲載しています！是非ご覧下さい！

渴く前に飲む！



チューイカン吉